オークションストア利用約款

オークションストア利用約款（以下「本利用約款」といいます）は、ヤフー株式会社（以下「当社」といいます）が提供する本サービス（第 1 条（用語の定義）第 2 号に定義します）のご利用に適用されます。本サービスのご利用を希望される方は、本利用約款にご同意いただいた上、お申し込みいただく必要があります。お申し込みいただいた場合、当社は、申込者が本利用約款に同意されたものとみなします。なお、本利用約款のほか、当社が本利用約款に基づき定めるヤフオク! ストア運用ガイドライン、特別ルールおよび個別に提示する利用条件（以下「ガイドライン等」といいます）についても、本利用約款の一部を構成し、ガイドライン等に違反した場合も、本利用約款に違反したものとみなします。

第1章　本サービスの利用

第1条　（用語の定義）

本利用約款に使用する語句および用語の定義は、以下のとおりとします。

(1) 「ヤフオク!」とは、当社が「ヤフー」「Yahoo!」などの当社のサービスマーク（以下「当社のサービスマーク」といいます）の下に提供するインターネット上の広告システムであり、競り売りを模した形式で利用者間の交流の場と商品や役務に関する取引の機会を提供する機能を有するサービスをいいます。

(2) 「本サービス」とは、ヤフオク!に関連して、当社が出店者に提供する第 4 条（本サービスの提供）第 1 項に定めるサービスの全部または一部をいいます。

(3) 「オプションサービス」とは、本サービスに関連して、当社が出店者に提供するサービスをいいます。

(4) 「出店者」とは、第 2 条（契約の成立）の定めに従い、本サービスの利用を申し込み、当社との間で本サービスの利用にかかる契約（以下「本契約」といいます）が成立した者をいいます。

(5) 「商品等」とは、出店者が本サービスを利用して販売する商品または役務をいいます。

(6) 「出店者ページ」とは、出店者が本サービスを利用して出店者の商品等の情報を掲載することができる、出店者において全部または一部が編集可能なヤフオク!内のウェブページをいいます。

(7) 「売買契約等」とは、出店者とお客様との間で締結する、商品等の売買契約または役務提供契約のことをいいます。

(8) 「出品」とは、本サービスを利用して出店者ページに商品等の広告を掲載することをいいます。

(9) 「お客様」とは、閲覧する端末機器の種類を問わず、当社の提供するヤフオク!のウェブページを閲覧する者をいいます。

(10) 「落札額」とは、オークション終了時の入札額のうち最高額のものをいいます。

(11) 「出店者情報」とは、商品等に関する情報、商品等の販売条件、出店者の名称、通信販売業務責任者の氏名など、出店者が出店者ページに掲載するすべての情報

（出店者ページに掲載する著作物を含みます）をいいます。

(12)「取引情報」とは、本サービスを経由して商品等を落札したお客様の氏名、住所、メールアドレス、クレジットカード情報を含む支払情報、落札した商品等の名称、数量、商品等発送先住所、受取人氏名など、取引に関するすべての情報をいいます。

(13)「商品等販売情報」とは、出店者情報、取引情報ならびにお客様の商品等に関するクリックデータおよびアクセスログをいいます。

(14)「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報ならびに Yahoo! JAPAN ID、メールアドレス、通信ログおよびクッキー情報等をいいます。

(15)「アフィリエイトプログラム」とは、広告主が指定する広告を、第三者が運営するウェブサイト（ブログ、メール等を含み、携帯端末を通じて提示されるものも含みます）内に掲載し、その広告効果に基づいて広告主が第三者に報酬を支払う仕組みをいいます。

(16)「アフィリエイトプログラム運営会社」とは、当社と提携するアフィリエイトプログラムを提供する事業者をいいます。

(17)「アフィリエイトパートナー」とは、アフィリエイトプログラムを利用して広告主の広告を掲載する者をいい、当社が第三者と共同してウェブサイトを運営している場合の当社を含みます。

(18)「アフィリエイトパートナー報酬原資」とは、アフィリエイトパートナーに支払われる報酬をいいます。

(19)「アフィリエイト手数料」とは、アフィリエイトプログラム運営会社に支払われる手数料をいいます。

(20)「ポイント」とは、当社の指定するポイントプログラムにより付与されるポイントをいいます。

第2条　（契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する者は、本利用約款に同意の上、当社所定の資料を提出して、本サービスの利用を申し込むものとし、当社は、当社所定の審査を行うものとします。
2. 本サービスの利用を希望する者は、前項の申し込み時に当社に提出する資料または当社に届け出る事項が正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。
3. 当社所定の審査の結果、当社が第 1 項の申し込みを承諾したときに、当社と本サービスの利用を希望する者との間で、本契約が成立します。
4. 当社は、本契約成立後速やかに出店者を識別するためのアカウントならびに本サービスの利用に必要な ID およびパスワード（以下 ID とパスワードをあわせて「アクセス権限情報」といいます）を発行し、出店者は、これらをすべて受領したときから本サービスを利用することができるものとします。
5. 当社は、1 契約あたり 1 つのアカウントを発行し、出店者は、1 つのアカウントに対して 1 つの出店者ページを持つことができるものとします。出店者が 2 つ以上のアカウント発行を希望する場合、別途第 1 項の申し込みを行うものとします。

第3条　（アクセス権限情報の管理）

1. 出店者は、アクセス権限情報を第 34 条（秘密保持義務）第 1 項に定める秘密情報として管理し、第 29 条（委託）第 1 項で当社に通知した以外の第三者にその内容を開示または利用させてはなりません。
2. 出店者は、当社がアクセス権限情報を用いて行われたすべての行為を当該アクセス権限情報の発行を受けた出店者によるものとみなすことをあらかじめ承諾するものとします。
3. 出店者は、理由のいかんを問わず、アクセス権限情報のセキュリティーが確保できていないおそれがあると判断した場合、直ちに当社に通知しなければなりません。
4. 当社は、アクセス権限情報のセキュリティーが確保できていないおそれがあると判断した場合、当該アクセス権限情報を削除・変更するなど必要な措置をとることができるものとします。当該措置によって出店者が本サービスを利用できない期間があった場合でも、当社は出店者に対し一切の責任を負わないものとします。

第4条　（本サービスの提供）

1. 当社は、出店者に対して、以下に定めるサービスを提供します。
   ⑴ 以下の機能を有するコンピュータープログラムまたは API の全部または一部を提供するサービス
      (ア) 商品等を一括で出店者ページに掲載する機能
      (イ) 出店者ページをヤフオク!に掲載する機能
      (ウ) 商品等販売情報管理機能
      (エ) 商品等の決済方法設定機能
      (オ) 商品等の取引管理機能
      (カ) 製品に関するデータベース閲覧機能
      (キ) お客様に対してニュースレターを配信できる機能
      (ク) その他上記機能に関連して当社が任意に追加する機能
   ⑵ アフィリエイトプログラムを利用して商品等のプロモーションが行えるサービス
   ⑶ お客様へのポイント付与ができるサービス
2. 出店者は、アクセス権限情報を利用して本サービスを提供するための当社のシステムにアクセスするものとし、それ以外の方法でアクセスしてはなりません。
3. 出店者は、本サービスを利用する場合、その利用に必要な範囲で、当社所定の方法で、当社のシステムを利用するものとします。出店者は、本サービスの利用に必要な機器、ソフトウエア等の利用環境を自らの費用と責任において準備し、本サービスを利用するものとします。出店者の本サービスの利用に際して当社が出店者に提供するサポートの範囲は、別途ガイドライン等に定めるとおりとします。
4. 当社は、出店者ページに、お客様が商品等の入札を検討する際の参考になると当社が判断した情報または機能（出店者の商品等と同一の他の出店者の商品等に関するロコミ情報掲載機能や、当社または第三者の商品や役務の案内など）を付加することがで

きるものとし、出店者は、当該付加された情報または機能について当社が何ら責任を負わず、個別の削除要請に応じないことをあらかじめ承諾するものとします。

第5条　（本サービス利用の順守事項）

1. 出店者は本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める事項を順守するものとします。
   ⑴ 出店者は、善良なる管理者の注意をもって本サービスを利用しなければなりません。出店者は、本サービスを提供するための当社のシステムの操作および本サービスの利用の結果について、すべて責任を負い、また、出店者の不適切な操作の結果、本サービスが停止または毀損した場合、出店者は当社が被った損害を賠償するものとします。
   ⑵ 出店者は、本サービスを、出店者ページに商品等を出品し、お客様と売買契約等を締結する以外の目的または当社が不適当とみなした方法もしくは態様で利用してはなりません。
   ⑶ 出店者は、本利用約款の定めを順守するとともに、特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品類及び不当表示防止法、個人情報の保護に関する法律等関連法令、ガイドライン、業界団体の定める自主基準および自主規制等（以下これらすべてを総称して「法令等」といいます）に従い、出店者情報を適切に表示しなければなりません。
   ⑷ 出店者は、ガイドライン等に従い、出店者ページの更新を自ら行わなければなりません。
   ⑸ 出店者は出店者ページの内容を常に正確な内容に保たなければなりません。
2. 出店者は、本サービスまたは当社の提供する他のシステムを利用して、お客様に対してヤフオク!外での取引を誘引するような行為を行ってはなりません。出店者は、別途、当社の事前の承諾がある場合を除き、本サービスを利用して作成されたウェブページの全部または一部を当社の管理するサーバー以外のコンピュータや記録媒体に保存したり、ヤフオク!外で使用したりしてはなりません。
3. 出店者は、本サービスで提供されるコンピュータプログラムまたは API を、複製、貸与または公衆送信（本サービスの公衆送信機能を使って公衆送信する場合を除きます）したり、リバースエンジニアリング、逆アセンブルその他の方法でソースコードを解読したりしてはなりません。

第6条　（ニュースレター配信機能の提供）

1. 出店者は、商品等の宣伝目的かつ自己の名においてのみニュースレターをお客様に配信するものとします。
2. 出店者は、以下の内容を含むニュースレターをお客様に配信してはならないものとします。
   ⑴ 出店者ページに掲載していない商品等を宣伝するもの
   ⑵ ヤフオク!外での取引を誘引するもの
   ⑶ 本利用約款および法令等に違反または違反するおそれのあるもの

(4) お客様または第三者の権利を害しまたは害するおそれのあるもの
(5) 公序良俗に反するものや不快感をあたえるようなもの
(6) 当社の信用または当社の提供するサービスに対する信用を毀損するおそれのあるもの
(7) 当社がニュースレターの内容について認めたり、推奨したりしているかのような誤解を与えるもの
(8) その他当社が配信を不適当と認めたもの

3. 出店者は、当社が設定するニュースレターのヘッダーおよびフッター部分を一切変更してはならないものとします。
4. 出店者は、当社がニュースレターの配信数または配信時間等を制限する場合があり、出店者があらかじめ設定したとおりに配信されない場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。

第7条　（アフィリエイトプログラムを利用したプロモーション）

1. 出店者は、当社が広告主となってアフィリエイトパートナーにアフィリエイトパートナー報酬原資を支払い出店者の商品等の広告掲載を委託する方法で、商品等のプロモーションを行うことをあらかじめ承諾するものとします。
2. 出店者は、前項のプロモーションに加えて、当社が別途定める範囲内で任意にアフィリエイトパートナー報酬原資を加算する方法により、商品等のプロモーションを行うことができるものとします。

第8条　（ポイントを利用したプロモーション）

1. 出店者は、当社が当社の設定するポイント付与率（以下「ポイント付与率」といいます）を落札額に乗じて算定したポイントをお客様に付与する方法で商品等のプロモーションを行うことをあらかじめ承諾するものとします。
2. 出店者は、前項のプロモーションに加えて、当社が別途定める範囲内で任意にお客様にポイントを付与する方法により、商品等のプロモーションを行うことができるものとします。
3. 当社は、当社の任意の判断と負担により、ポイント付与率を超えたポイントを、お客様に付与することができるものとします。

第9条　（ポイントに関する順守事項）

1. 出店者は、ポイントと類似するサービスや特典を提供している場合、お客様がポイントと混同または誤解しないようにしなければなりません。
2. 出店者は、その方法を問わず、自らの落札により、ポイントを取得してはなりません。当社がこれらに類似すると判断した行為についても同様に禁止いたします。
3. 出店者は、ポイントに関する帳票の保存について、第 14 条（帳簿の保存）の定めに従うものとします。

第10条　（オプションサービスの利用）

出店者がオプションサービスの利用を希望する場合、当社が別途定めるオプションサービス利用の条件に同意して、当社所定の手続きにて申し込むものとし、特段の定めのないかぎり、当月のオプションサービス利用料を毎月末日に、次条に定める対価とあわせて当社に支払うものとします。また、オプションサービス利用の条件に定めがない事項は、本利用約款の定めが適用されるものとします。

第2章　対価および費用の支払

第11条　（対価の支払）

1. 出店者は、本サービス利用の対価として、当社所定の料金表記載のロイヤルティおよび本利用約款に定める費用（以下あわせて「対価」といいます）を、これらにかかる消費税および地方消費税を加算して、当社指定の収納代行会社（以下「指定収納代行会社」といいます）を通じて、当社に支払うものとします。出店者は、当社所定の期日までに指定収納代行会社と対価の支払に必要な契約を締結し、本契約期間中これを維持しなければなりません。
2. 出店者は、ロイヤルティとして、落札額に当社所定の料率を乗じた金額（ただし円未満の処理は当社所定の方法による）を、指定収納代行会社の指定する期日までに支払うものとします。
3. 落札された日の属する月の末日（事由のいかんを問わず本契約が終了する場合は本契約終了月の末日）までに、商品等の取引管理機能を用いて落札者または落札者候補を削除した場合、当該落札にかかるロイヤルティはかかりません。
4. 事由のいかんを問わず、本契約が終了する場合は、本契約終了月の末日までに商品等の取引管理機能を用いて落札が取り消されていないすべての落札額が、ロイヤルティの対象となります。
5. 出店者は、当社が本利用約款の定めに基づき本サービスの全部または一部の利用を停止している場合であっても、当該期間中の対価が減免されないことをあらかじめ承諾するものとします。
6. 当社は、当社が本サービスに関連する当社の他のサービスの利用に関連して出店者に対して有する債権について、当該他のサービスの利用条件の定めに基づいて対価とあわせて出店者に請求できるものとします。
7. 出店者は、当社が指定収納代行会社を変更した場合は変更後の指定収納代行会社を通じて支払うものとします。
8. 第 1 項および前項の定めにかかわらず、当社が認めた場合、出店者は当社の指定する銀行口座への振込またはその他の当社の認める方法で対価を支払うことができるものとします。なお、銀行口座に振り込む場合の振込手数料は出店者の負担とします。

第12条　（費用負担）

1. 出店者は、第 7 条（アフィリエイトプログラムを利用したプロモーション）に基づく商品等のプロモーションに要する費用としてアフィリエイトパートナー報酬原資およびアフィリエイト手数料を負担するものとします。
2. 出店者は、前項に基づき負担する費用を、ガイドライン等の定めに従い、当月末日締

めで、指定収納代行会社の指定する期日までに支払うものとします。

第13条　（担保の提供）
当社は、出店者の当社に対する未払の金銭債務の額が、当社が与信の限度として定める金額を超過もしくは超過するおそれのある場合または当社に担保として提供している保証金の合計額を超過もしくは超過するおそれのある場合、出店者に対して担保の提供を要求することができるものとし、出店者は、当社に対し、当社の要求する担保を提供しなければなりません。

第14条　（帳簿の保存）
1. 出店者は、落札額にかかる売買契約等に関連する処理経過、お客様との通信内容、売買契約等の成立を証する記録、商品発送簿その他の当社所定のデータまたは資料（以下「取引関連データ等」といいます）を当社所定の方法で作成し、本契約期間中および本契約期間終了後 7 年間は出店者の事務所内に保存するものとします。
2. 出店者は、当社から要求を受けた場合、取引関連データ等を当社に対して直ちに開示するものとします。
3. 前項の開示の結果、当社が実際に支払われた対価よりも支払われるべき対価の額が多いことを発見した場合、出店者は直ちに差額および当社が確認に要した費用を当社に支払わなければなりません。

第15条　（遅延利息）
出店者が当社に対して負担する金銭債務の支払を遅延した場合、出店者は、支払期日の翌日から完済の日までの遅延損害金を年 14.6%の割合によって、当社に支払うものとします。

第3章　出店者の義務
第16条　（出店者の売主としての義務）
1. 出店者は、お客様に対し、出店者自身が売買契約等の売主または役務提供者（以下「売主」といいます）である旨を明確に出店者ページに表示するものとします。
2. 出店者は、商品等の販売条件として、お客様が一方的に不利になるような条件を付してはなりません。また、出店者は、商品等の販売条件に関する適切な説明を、出店者ページに明示するものとします。
3. 出店者は、オークションが終了してから 24 時間（ただし出店者の休業日を除きます）以内に、お客様に対し売買契約等を締結するか否かまたは確認を要する場合はその旨を通知するものとし、売買契約等を締結する場合には、商品等購入にかかる一切の金額明細、消費税および地方消費税、支払方法等必要な事項を当該通知に記載しなければなりません。
4. 出店者は、お客様に対し、商品等の売主としての義務を誠実に履行しなければならず、お客様からの問い合わせに適切に対応するものとし、当社の信用を毀損するようなことを行ってはならないものとします。
5. 出店者は、本契約の終了後といえども、お客様との間で成立した売買契約等に基づく

債務の履行に関して、全責任を負うものとします。

第17条　（商品等の情報の変更削除義務）

1. 出店者は、次の各号の一に該当する場合、直ちに商品等の情報を変更または削除しなければなりません。
   ⑴ 商品等の情報に誤りまたは変更すべき内容がある場合
   ⑵ 商品等の情報が本利用約款または法令等に違反する場合
   ⑶ 出店者が商品等の情報または商品等について行政指導または行政処分を受けた場合
   ⑷ 第三者が出店者の商品等と同一の商品または役務について行政指導または行政処分を受けた場合
   ⑸ 前四号に定める場合の他、商品等の情報に重大な問題があると当社が判断した場合
2. 前項に基づき変更または削除すべき原因が、商品等の販売条件またはヤフオク!の運営に重大な影響を及ぼすものである場合、出店者は、当該原因を発見後、直ちにその旨を当社に書面またはメールにて通知するものとします。

第18条　（商品の確保等）

1. 出店者は、商品が確保できていない場合または役務提供ができない場合、出品してはなりません。
2. 出店者は、出品後に前項に該当することが発覚した場合、商品等の情報を削除するなど、お客様に迷惑をかけないようにするものとします。

第19条　（特定商品の取り扱い）

1. 出店者は、当社が別途定める特定の商品等については、事前に当社所定の審査を経て当社の承諾を得なければ出品してはなりません。
2. 出店者は、当社が別途定める特定の商品等については、当社が別途定める出品条件を順守しなければなりません。
3. 出店者は、当社が別途定める特定の商品等を出品する場合、当該特定の商品等以外は出品してはなりません。
4. 出店者が本条の定めに違反した場合または特定の商品等に関して当社または出店者がお客様または第三者からクレーム（損害賠償請求、使用差止請求など内容のいかんを問わず、また、訴訟提起の有無を問いません。以下同じ）を受けた場合、当社は直ちに当該商品等の掲載を停止または本契約の解除を行うことができるものとします。

第20条　（クレーム対応等）

1. 出店者は、出店者または商品等に関連して、お客様または第三者からクレームを受けた場合、自らの責任と費用において対応し解決を図るものとし、クレームの再発防止のために必要な措置を講じなければなりません。

2. 出店者は、前項のクレームを解決するにあたって、お客様または第三者の意向を十分尊重して速やかに対応するとともに、その経過を当社に対して報告するものとします。また、出店者が前項のクレーム対応上、お客様へ通知またはプレスリリースなどを行う場合には、事前に当社にその内容を通知するものとします。
3. 出店者は、出店者または商品等に関連して、当社がお客様または第三者からクレームを受けた場合、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社にいかなる迷惑もかけないものとします。当社が損害（弁護士費用を含みます）を被ったときには、出店者はその損害を賠償するものとします。
4. 出店者がお客様から落札額の全部または一部の支払を受けたにもかかわらず第 39 条（契約解除）第 2 項各号の事由に該当し、お客様に対する売買契約に基づく債務の履行が見込めなくなったと当社が判断し、当社がお客様に対してお客様が被った被害額に対する見舞金を支払う場合（ポイントによる支払を含みます）、出店者が当社にその見舞金の額と同額の損害を与えたものとし、出店者はその見舞金の額と同額の賠償金を当社に支払うものとします。

第21条　（法令等の順守事項）
1. 出店者は、本利用約款および法令等を順守し、また、商品等を販売するための必要な許認可や承諾を、自らの責任と費用で取得し、これを維持しなければなりません。
2. 出店者は、商品等の品質、機能、安全性、警告表示および取扱説明書の記載に誤りや過不足がないよう万全の注意を払わなければならず、監督官庁または業界団体から商品等のリコールや自主規制が要請された場合、速やかにこれに応じるものとします。
3. 出店者は、本利用約款および法令等が改定された場合、速やかにこれを確認しなければなりません。
4. 出店者は、当社から要求を受けた場合、出店者が本利用約款および法令等を順守しているかを当社が判断するために必要な情報を速やかに提出するものとします。
5. 当社は、前項の資料の提出の有無にかかわらず、出店者が本利用約款および法令等を順守しているかの調査が必要だと判断した場合、出店者の営業時間内に出店者の事業所に立ち入り、調査を行うことができるものとします。
6. 出店者は、本サービスの利用に関連して出店者、お客様、当社または第三者に被害が生じ、当社が出店者に対し所管の警察署へ被害届の提出を要請した場合、可能な限りこれに協力するものとします。
7. 出店者は、当社が出店者情報もしくは出店者による商品等の販売方法が本利用約款および法令等に違反しているもしくはそのおそれがあると判断し、または出店者のお客様対応もしくは商品等がヤフオク!にふさわしくないと判断して、出店者にその是正を求めたときは、速やかに是正するものとします。

第22条　（当社の行う措置）
出店者情報および出店者による商品等の販売方法が、本利用約款もしくは法令等に違反しているまたはそのおそれがある場合またはヤフオク!にふさわしくないと当社が判断した場

合、当社はいつでも出店者情報を削除することができるものとします。

第4章　情報管理

第23条　（出店者の情報管理）

1. 当社および出店者は、取引情報およびお客様の個人情報を当社および出店者がそれぞれ取得し、管理することを相互に確認するものとします。
2. 出店者は、取引情報およびお客様の個人情報を、法令等に従い取り扱うものとし、第三者に漏えい、滅失または毀損（以下「漏えい等」といいます）してはならず、また、お客様に対してあらかじめ明示した目的以外で利用してはなりません。また、出店者は、出店者のプライバシーポリシーを出店者ページに明示しなければなりません。
3. 出店者は、取引情報およびお客様の個人情報を漏えい等しないように、必要なセキュリティー保護を自らの費用と責任で行わなければなりません。
4. 出店者は、出店者または出店者の委託先から取引情報またはお客様の個人情報が第三者に漏えい等した場合、自らの費用と責任でこれに対処しなければなりません。
5. 前項の場合、出店者は流出の事実を直ちに当社に報告の上、漏えい等が発生した原因を詳細に調査し、有効かつ十分な再発防止策を策定、実施するものとします。また、当該再発防止策の策定、実施後直ちに当社に書面にて再発防止策の内容を報告するものとします。
6. 当社は、出店者が報告した再発防止策の内容が不十分であると認めた場合、その他当社が必要と認める場合、出店者に当該再発防止策の改善の要求その他必要な措置、指導を行うことができるものとし、出店者はこれに従うものとします。
7. 出店者は、出店者の責に帰すべき事由により、取引情報またはお客様の個人情報の漏えい等または目的外利用によって当社またはお客様に損害が発生した場合、当該損害を賠償する責任を負います。

第24条　（当社の情報管理）

1. 当社は、出店者が取得し当社に保管されている商品等販売情報を、当社の定める基準に従い、厳正に取り扱うものとします。
2. 当社は、当社が取得したプライバシーに関する情報を、当社の定めるプライバシーポリシーに基づき取り扱うものとします。
3. 当社は、出店者の名称、住所、連絡先、担当者名等の情報を、当社または当社の提携するサービスを案内するために利用または当社の提携事業者に開示することができるものとします。

第25条　（出店者情報の扱い）

1. 当社および出店者は、出店者情報に含まれる著作物の著作権は出店者または出店者に対する権利許諾元に帰属することならびにヤフオク!および本サービス上の表示等の著作物（出店者情報に含まれる著作物は除きます）に関する権利は当社または当社に対する権利許諾元に帰属することを確認します。ただし、これにより各当事者が従来から保有していた権利の帰属は何ら影響を受けません。

2. 出店者は、当社に対し次の各号に定める事項を許諾し、または許諾するために必要な権利を権利者から取得します。
   (1) 出店者情報を、出店者、出店者の商品等のプロモーションならびにヤフオク!およびその他の当社のサービス提供のために当社自ら利用し、また、ヤフオク!に関連するサービスを提供する当社の提携先に当該サービス提供に必要な範囲に限り利用させること
   (2) 前号に必要な範囲で改変を行うことまたは第三者に行わせること
   (3) お客様に対し、ダウンロードおよび印刷することを許諾すること
3. 当社は、新聞、雑誌、テレビ番組等の媒体に対して当社のサービスに関する記事掲載や報道ならびにこれらのために当社のサービスを撮影することを許諾することができるものとします。この場合、当該記事掲載または報道の内容に、出店者ページが含まれる場合があることを出店者はあらかじめ承諾するものとします。
4. 当社は、ヤフオク!や関連ドキュメント上に、出店者の名称、ロゴ、出店者の指定する標章および出店者情報に含まれる著作物の著作権者が出店者である旨を表示することができるものとします。

第5章　一般条項等

第26条　（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 出店者は、出店者および出店者の親会社、子会社等の関連会社ならびにそれらの役員、従業員等（以下あわせて「出店者等」といいます）が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
   (1) 暴力団
   (2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者
   (3) 暴力団準構成員
   (4) 暴力団関係企業
   (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
   (6) 前各号の共生者
   (7) その他前各号に準ずる者
2. 出店者は、出店者等が自らまたは第三者を利用して、当社または第三者に対し、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
   (1) 暴力的な要求行為
   (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
   (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
   (4) 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて第三者の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為
   (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、出店者が第 1 項または前項に違反している疑いがあると判断した場合、直ちに本契約および当社と出店者間に存在する他の契約の全部もしくは一部の履行を停止しまたは契約を解除できるものとします。

第27条　（代理行為等の禁止）

1. 当社は、出店者に対し、本契約の締結により、いかなる代理権も付与しません。出店者は、当社を代理する旨の表示または当社もしくは当社の代理人であると誤認させるおそれがある表示をしてはなりません。
2. 当社は、本契約の締結により、当社のサービスマークを使用して営業または事業を行うことを出店者に許諾するものではありません。出店者は、当社のサービスマークの使用の許諾を受けている旨を表示してはならず、また当社自身が営業もしくは事業を行っている、または当社のサービスマークの使用の許諾を受けて営業もしくは事業を行っていると誤認させるような外観を表示してはなりません。
3. 出店者は、当社の名義を付したパンフレット等を作成し、または当社の事前の承諾なく当社のサービスマークまたはこれらに類似するサービスマーク、ロゴ等を使用してはなりません。
4. 出店者は、前項において当社が事前に承諾する場合、当社の定めるブランドガイドラインに従い当社のサービスマークを使用するものとします。

第28条　（届け出および当社からの通知）

1. 出店者は、当社に届け出た事項に変更がある場合、直ちに当社に届け出るものとします。当該変更の届け出をしなかったことにより、出店者に生じた損害は、出店者が負担するものとします。
2. 当社から出店者への通知は、あらかじめ届け出のあった出店者のメールアドレスにメールを送信する方法で行うものとし、当該方法で送信したことにより、当社からの通知が完了したものとみなします。ただし、当社が特に認めた場合、当社は他の方法により出店者に通知することができるものとします。

第29条　（委託）

1. 出店者は、自己の責任と管理の下、本契約において出店者が負うのと同様の義務を課すことを条件として、出店者ページの作成や運営などを第三者に対して委託することができるものとします。ただし、出店者は当該委託を行う場合は当社の求めに応じ、当該第三者および委託内容等を書面にて通知するものとし、当該第三者の行為およびそれにより生じた結果のすべてについて、当社およびお客様に対し責任を負うものとします。
2. 当社は、当社の自己の責任と管理の下、本契約において当社が負うのと同様の義務を課すことを条件として、当社の業務を第三者に委託し、必要な範囲において、商品等販売情報、秘密情報および本契約の締結または履行の過程において知り得た出店者に関連する情報を、当該第三者に開示することができるものとします。当社は、当該第三者による委託業務の遂行によって出店者に損害が発生した場合、本契約の定める範囲で、当該損害を賠償します。

第30条　（譲渡等の禁止）

出店者は、当社の書面による事前の承諾のない限り、本契約上の地位および本契約によって生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡または担保に供してはなりません。

第31条　（広告の掲載）
当社は、出店者情報が掲載されたヤフオク!に第三者または当社の広告（画像、テキスト、音声、動画等形式を問いません）を掲載または配信することができるものとします。この場合、当該広告販売から得られる収入はすべて当社に帰属するものとします。

第32条　（本サービスの変更等）
1. 当社は、本サービスのバージョンアップ、不具合の修正等、本サービスの提供に必要な範囲で、出店者に告知することなく、本サービスの全部または一部の内容を変更することができるものとします。ただし、出店者に重大な影響を及ぼす場合には、当社は出店者に通知するものとします。
2. 当社は、ヤフオク!の表示方法、カテゴリ構成等の内容を、出店者に告知することなく、変更することができるものとします。ただし、出店者に重大な影響を及ぼす場合には、当社は出店者に通知を行うものとします。

第33条　（保証の範囲）
1. 当社は、本サービスを、当社がその時点で保有している状態で出店者に提供し、出店者の所期の目的、要求もしくは利用態様に適合することまたはバグなどの不具合が一切ないことを保証いたしません。
2. 当社は、本サービスについてバグ等の不具合を修正、改良等する義務を負うものではありません。ただし、当社は、当該不具合を改善するよう努めるものとします。
3. 出店者がダウンロード、その他の方法で当社サーバーから取得したすべての情報は、出店者自身の責任において利用するものとし、当該情報をダウンロードしたことに起因して発生したコンピューターシステムの障害、その他の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 出店者は、商品等販売情報等の情報について、出店者の費用と責任においてバックアップを取るものとし、当社は、本サービスの不具合によりこれらの情報が喪失したことによる損害について、一切の責任を負わないものとします。

第34条　（秘密保持義務）
1. 当社および出店者は、本契約の内容ならびに本契約を通じて知り得た相手方の営業秘密（不正競争防止法第 2 条第 6 項に定めるものをいいます）であって、開示にあたり相手方が秘密である旨を明示した情報（以下「秘密情報」といいます）を、本契約の有効期間中および本契約終了後 2 年間秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、本契約の履行目的以外の目的に使用してはなりません。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合には、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として、開示することができるものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。
   ⑴ 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
   ⑵ 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
   ⑶ 開示の時点で公知の情報
   ⑷ 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

第35条　（本サービスの中断）

1. 天災地変、戦争、内乱、暴動、停電、通信設備の事故、通信事業者の役務提供の停止または緊急メンテナンスの実施、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導その他当社の責に帰することのできない事由により本契約の全部または一部を履行できなかった場合、当社はその履行できなかった範囲で責任を負わず、本契約上の義務を免除されるものとします。
2. 当社は、次の各号の一に該当する場合、出店者に何らの通知、催告をすることなく本サービスの全部または一部の提供を中止または停止することができるものとします。
   ⑴ 出店者情報または出店者による商品等の販売方法が、本利用約款および法令等に合致しない場合もしくはそのおそれがある場合
   ⑵ 出店者や出店者の商品等に対するお客様の評価が悪化したり当社にお客様から出店者に対するクレームが寄せられたりするなど、出店者のお客様対応もしくは商品等がヤフオク!にふさわしくない、または出店者による本サービスの利用が不適当と当社が判断した場合
   ⑶ 出店者またはその代表者の法令等違反につき調査の必要が生じた場合
   ⑷ 出店者またはその代表者の所在または生死につき調査の必要が生じた場合
   ⑸ 出店者が当社もしくはお客様に対して負う義務を履行しない場合またはそのおそれがあると当社が判断した場合
   ⑹ 出店者の行為がお客様の生命、身体、名誉もしくは財産に被害を及ぼした場合またはそのおそれがあると当社が判断した場合
   ⑺ その他、第 39 条（契約解除）第 2 項各号に定める事由が発生した場合または発生するおそれがあると当社が判断した場合
3. 当社は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合、出店者に事前に通知の上、本サービスおよびヤフオク!の提供を中止または停止することができるものとします。ただし、緊急を要する場合は事前の通知を必要としないものとします。
   ⑴ 当社のシステムの保守・点検を行う場合
   ⑵ 火災・停電・通信回線の事故または天災地変などにより、本サービスの提供またはヤフオク!の運営が不可能となった場合
   ⑶ その他当社の実施しているサービス（本利用約款に定めるサービスに限りません）の運用上または技術上当社が必要と判断した場合

第36条　（当社の損害賠償）

本利用約款で当社が免責されている場合を除き、当社の故意または過失により出店者に損

害が発生した場合、当社は出店者に対し当該損害を賠償するものとします。ただし、当社による賠償金額は金 2 万円を限度とします。

第37条　（有効期間）

1. 本契約は、第 2 条（契約の成立）第 3 項に定める契約成立の日より効力を生じ、当月末日まで有効とします。
2. 前項の定めにかかわらず、契約期間満了日までに、いずれかの当事者より期間満了日をもって本契約を終了する旨の通知がなされない限り、本契約は自動的に 1 か月間更新されるものとし、以後も同様とします。
3. 出店者は、本契約を終了する旨の通知をする場合、当社の指定する書式および方法にて行うものとします。

第38条　（中途解約）

1. 当社および出店者は契約期間中であっても、その中途解約を希望する場合、解約を希望する月の前月末日（末日が当社または出店者の休業日に当たる場合には、その直前の営業日）までに、その旨を相手方に通知することにより本契約を解約することができるものとします。
2. 前項の規定に従い出店者が中途解約する場合、出店者は当社所定の方法により前項の通知を行わなければなりません。
3. 第 1 項の通知がなされることにより､本契約は解約希望月の末日をもって終了します。

第39条　（契約解除）

1. 当社は、出店者が本契約に定める義務の全部または一部に違反し、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、出店者が当該期間内に是正または履行しない場合、本契約および当社と出店者の間の他の契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その履行を停止し、または契約を解除することができるものとします。
2. 当社は、出店者が次の各号の一に該当する場合、何らの通知、催告なしに、直ちに本契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その履行を停止し、または本契約を解除することができるものとします。
   ⑴ 前項の定めにかかわらず、本利用約款に即時に契約解除できるとの定めがあるとき
   ⑵ 当社もしくはお客様に対して負う義務を履行しない、またはそのおそれがある場合など出店者による本契約違反が重大であると当社が判断したとき
   ⑶ 出店者が当社と出店者との間の他の契約に定める義務の全部または一部に違反し、当該他の契約の全部または一部につき、その履行を停止され、または契約を解除されたとき
   ⑷ 財産または信用状態の悪化等により、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立があったときまたは租税公課を滞納し督促を受けたとき
   ⑸ 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき

(6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立があったときまたは解散（法令に基づく解散も含みます）、清算もしくは私的整理の手続きに入ったとき
(7) 資本減少、事業の廃止、休止、変更または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき
(8) 手形または小切手を不渡とし、その他支払不能または支払停止状態となったとき
(9) 信用状態が悪化したと当社が判断したとき
(10) 商品等や販売方法等に関し、関係官庁等による注意または勧告を受けたとき
(11) 商品等や販売方法等に関し、第三者から権利侵害のクレームを受けたり公序良俗に反したりするなど、本サービスの利用を当社がふさわしくないと判断したとき
(12) 出店者の代表者もしくは出店者の指定する担当者と連絡がとれなくなったときまたは出店者の代表者の意思が確認できないとき
(13) 当社の信用を毀損する、またはそのおそれがあると当社が判断したとき
(14) 指定収納代行会社が定める支払期日に支払を遅延したとき、指定収納代行会社との契約に違反したときまたは指定収納代行会社との契約が終了したとき
(15) 出店者が個人の場合において、その個人が死亡し、その相続人が本契約に定める義務を履行できないと当社が判断したとき
(16) 出店者が法人の場合において、その代表者が死亡し、出店者が本契約に定める義務を履行できないと当社が判断したとき
(17) 主要な株主または経営陣の変更がなされ、本契約を継続することが不適当と当社が判断したとき
(18) 法令等に違反したとき
(19) その他、出店者との契約を継続できないと当社が判断したとき

3. 出店者が第 1 項または前項各号の一に該当する場合、出店者は、当社に対するすべての債務（本契約による債務に限定されません）について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を現金にて当社に支払わなければならないものとします。この場合、当社は別途通知することなく、当社が出店者に対して有する債権と出店者が当社に対して有する債権とを対等額にて相殺し、出店者の当社に対する債務の弁済に充当します。
4. 本条に基づく契約の解除は、当社の出店者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第40条　（契約終了時の処理）

1. 本契約が終了した場合、当社は、ガイドライン等に従って、出店者の本サービスの利用を停止します。
2. 当社は、本契約の終了時に、出店者情報を含む出店者に関連するすべての情報を削除することができるものとします。また、出店者情報以外の商品等販売情報についても、本契約終了後で当社所定の期間経過後に、出店者に事前に通知することなく削除することができるものとします。
3. 本契約終了時に本契約に基づく未履行の債務がある場合には、当該債務についてはそ

の履行が完了するまで本契約が適用されます。

4. 本契約終了後も、第 16 条（出店者の売主としての義務）第 5 項、第 34 条（秘密保持義務）、本条（契約終了時の処理）、第 42 条（協議）、第 43 条（合意管轄）および第 44 条（準拠法）の各規定については、その効力が存続するものとします。

第41条　（変更）

当社は、出店者に事前に通知することなく、いつでも本利用約款を変更することができるものとします。ただし、出店者への影響が重大な場合、事前告知期間を設けるものとします。

第42条　（協議）

本利用約款に定めのない事項または本利用約款の解釈に生じた疑義について、当社および出店者は、誠実に協議して解決を図るものとします。

第43条　（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、訴額に応じ東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第44条　（準拠法）

本契約の成立、効力、履行および解釈については日本法に準拠するものとします。

2013 年 10 月 7 日改定

附則

当社と出店者との間で別途の合意がある場合または当社が別途定める場合を除き、本利用約款の改定日にかかわらず、月額システム利用料は 2013 年 10 月分から無料とします。